

平成 30 年度第 28 回人事委員会 会議結果<概要>

1 日 時

平成 31 年 2 月 7 日（木）午前 10 時 00 分～午前 10 時 40 分

2 場 所

人事委員会 審理室（新宿モノリス 25 階）

3 出席者

（委 員）青山委員長、山極委員、山崎委員

（事務局）砥出事務局長、矢岡任用公平部長、田中試験部長、神山審査担当部長、船川総務課長、田近任用給与課長、柴田審査課長、白濱試験課長、森山研究調査課長、島村制度改革担当課長

4 議 事

< 議 案 >

第 50 号議案 平成 31 年度管理職選考の実施及び同実施要綱の決定について

第 51 号議案 平成 31 年度警視庁警察行政職員（行政系）採用試験の実施に関する権限の委任及び実施計画の承認について

第 52 号議案 平成 31 年度警視庁警察行政職員Ⅰ類（通訳等）採用選考の権限の委任並びに基準及び方法の承認について

第 53 号議案 平成 31 年度障害者を対象とする警視庁警察行政職員Ⅲ類採用選考の権限の委任並びに基準及び方法の承認について

第 54 号議案 平成 31 年度東京消防庁職員（行政系）採用試験の実施に関する権限の委任及び実施計画の承認について

第 55 号議案 平成 31 年度障害者を対象とする東京消防庁職員Ⅲ類採用選考の権限の委任並びに基準及び方法の承認について

第 56 号議案 平成 31 年度東京都職員（看護師、助産師）採用選考の実施権限の委任について

< 報 告 >

報告第 29 号 東京都昇任選考事務システムの導入について

第50号議案 平成31年度管理職選考の実施及び同実施要綱の決定について

標記議案について、事務局から、改正点、選考方法、合格予定者数、実施時期等について説明した。

委員より、種別Aの部分受験及び全部受験について、質疑があり、事務局から、種別Bとのバランスを考慮して導入したこと、また、当初の制度は全部受験であったが、負担軽減として部分受験を選択できるようにした旨、回答した。

委員より、実施要綱に記載されている部分受験の説明について、質疑があり、事務局から、実施要綱発表時にわかりやすい資料を局人事担当者へ配付している旨、回答した。

委員より、実施要綱をわかりやすい文章で作成することについて、意見があった。

委員より、部分受験を導入した本旨等について、意見があった。

委員より、部分受験は、育児等をしている人には画期的であり、制度として有意義である点について、意見があった。

委員より、種別Bで部分受験を受けられる最終年齢について、質疑があり、事務局から、通常受験の最終年齢で合格するためには、部分受験の最終年齢は、その1年前に設定する必要がある旨、回答した。

審議の結果、委員全員の賛成により、原案のとおり決定した。

第51号議案 平成31年度警視庁警察行政職員（行政系）採用試験の実施に関する権限の委任及び実施計画の承認について

第52号議案 平成31年度警視庁警察行政職員Ⅰ類（通訳等）採用選考の権限委任並びに基準及び方法の承認について

第53号議案 平成31年度障害者を対象とする警視庁警察行政職員Ⅲ類採用選考の権限の委任並びに基準及び方法の承認について

第54号議案 平成31年度東京消防庁職員（行政系）採用試験の実施に関する権限の委任及び実施計画の承認について

第55号議案 平成31年度障害者を対象とする東京消防庁職員Ⅲ類採用選考の権限の委任並びに基準及び方法の承認について

第56号議案 平成31年度東京都職員（看護師、助産師）採用選考の実施権限の委任について

事務局から、第51号議案から第56号議案について、委任理由、競争試験の実施計画、選考の基準及び方法等について説明した。

委員より、第53号及び第55号議案の障害者を対象としたⅢ類採用選考の受験資格が40歳未満である根拠について質疑があり、事務局から、管理職になるまでの期間等を考慮し決定されたものであり、平成28年から受験資格の上限年齢を引き上げた旨、説明した。

委員より、本委員会における資料は一般向けに配布予定かとの質疑があり、事務局から、この資料は委員会への説明資料であるが人事委員会が公開のため資料も公開される旨、また、議案の承認後、各任命権者で試験案内等を作成し配布予定である旨、説明した。

審議の結果、委員全員の賛成により原案のとおり決定した。

報告第 29 号 東京都昇任選考事務システムの導入について

標記報告について、事務局から、システム導入の経緯、概要、今後のスケジュール等について説明した。

委員より、可否結果と成績告知の方法がダウンロード等に変わることによる所属長の役割について、質疑があり、事務局から、アクセス権限のない所属長については、局経由で知らされる運用になるだろうが、任命権者との協議にもよる旨、回答した。

委員より、受験者のモチベーションにとって所属長のフォローの重要性について、意見があった。

委員より、導入後の申込について、質疑があり、事務局から、システムからの申込が原則であるが、事情により紙での申込も可能である旨、回答した。

委員より、メールによる通知について、質疑があり、事務局から、メールの登録をすれば、事前通知等がなされる仕組みになっている旨、回答した。

委員より、試験のデジタル化について、意見があった。

本件については、了承された。

次回開催日程について

次回委員会は、平成 31 年 2 月 19 日（火）午後 2 時 00 分から開催することとした。